・地域生活支援拠点等に係る各種報酬単価（令和6年3月15日付　子ども家庭庁　厚生労働省告示第三号及び平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（令和6年3月29日最終改正）」より抜粋）

◆相談

≪地域生活支援拠点等相談強化加算≫ 対象サービス：計画相談支援、障害児相談支援
１　加算内容：

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度）

２　単位数：700単位/回

◆緊急時の受入れ・対応

≪緊急時対応加算≫　対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
１　加算内容：

利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、居宅介護従業者が利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として加算する。

２　単位数：100単位/回　地域生活支援拠点等の場合＋50単位

≪緊急時受入加算≫対象サービス：生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型

１　加算内容：

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

２　単位数：100単位/日

≪緊急時短期入所受入加算≫　対象サービス：短期入所
※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない
１　加算内容：

居宅においてその介護を行うものの急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算する。

２　単位数：福祉型・共生型短期入所サービス費　270単位/日
　　　　　　医療型・医療型特定短期入所サービス費　500単位/日

≪地域生活支援拠点等の場合≫
１　加算内容：

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、１日につき所定単位数に 100 単位を加算する。
　加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、１日につき所定単位数に更に200 単位を加算する。

２　単位数：100単位/日　特定の条件においてさらに200単位

≪緊急時支援加算（Ⅰ）≫　対象サービス：自立生活援助
１　加算内容：

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

２　単位数：711単位/日　地域生活支援拠点等の場合＋50単位

≪緊急時支援費（Ⅰ）≫　対象サービス：地域定着支援
１　加算内容：

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する

２　単位数：基本734単位/日　地域生活支援拠点等の場合＋50単位

◆体験の機会・場

≪障害福祉サービスの体験利用支援加算≫　対象サービス：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
１　加算内容：

指定障害者支援施設等を利用する者が、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が次の（1）又は（2）のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

（1）　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合

（2）　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

２　単位数：

初日から5日目まで　500単位/日　地域生活支援拠点等の場合＋50単位
6日目から15日目まで　250単位/日　地域生活支援拠点等の場合＋50単位

≪障害福祉サービスの体験利用加算≫　対象サービス：地域移行支援
１　加算内容：

障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定

２　単位数：

初日から5日目まで　500単位/日　地域生活支援拠点等の場合＋50単位
6日目から15日目まで　250単位/日　地域生活支援拠点等の場合＋50単位

≪地域移行促進加算≫　対象サービス：施設入所支援
１　加算内容：

施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定するものであること(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。)。
・体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整
・ 体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等
・ 利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助

２　単位数：120単位/日

≪体験宿泊加算（Ⅰ）≫　対象サービス：地域移行支援
１　加算内容：

指定地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援を提供した場合≪体験宿泊加算（Ⅰ）（Ⅱ）≫を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

２　単位数：300単位/日　地域生活支援拠点等の場合＋50単位

≪体験宿泊加算（Ⅱ）≫　対象サービス：地域移行支援
１　加算内容：

指定地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合≪体験宿泊加算（Ⅰ）（Ⅱ）≫を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

２　単位数：700単位/日　地域生活支援拠点等の場合＋50単位

参考追記

≪共同生活援助サービス費（Ⅱ）≫　体験利用の場合　対象サービス：共同生活援助
※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

１　サービス費内容：

一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、１回あたり連続30日以内、年50日以内の利用とする。

２　単位数：

障害支援区分６　717単位/日　障害支援区分５　569単位/日
障害支援区分４　481単位/日　障害支援区分３　410単位/日
障害支援区分２　290単位/日　障害支援区分１以下　273単位/日

≪日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）≫　体験利用の場合　対象サービス：共同生活援助
※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

１　サービス費内容：

一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、１回あたり連続30日以内、年50日以内の利用とする。

２　単位数：

障害支援区分６　 1,168単位　障害支援区分５ 　1,028単位

障害支援区分４ 　938単位　　障害支援区分３ 　672単位

◆専門的人材の確保・養成

参考追記

≪重度障害者支援加算（Ⅰ）≫　対象サービス：共同生活援助

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

１　加算内容及び単位数：

（一）生活支援員のうち20％以上の基礎研修修了者を配置し、区分６かつ行動関連項目 10 点以上の者に 対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき 個 別支援を行った場合 360 単位／日

※個別支援を開始した日から 180 日以内は＋ 500 単位／日

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合（一）に加え 150 単位／日

※個別支援を開始した日から180日以内は（一）に加え+200単位/日

≪重度障害者支援加算（Ⅰ）≫　対象サービス：共同生活援助

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

１　加算内容及び単位数：

（一）生活支援員のうち20％以上の基礎研修修了者を配置し、区分４以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合180単位/日

※個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合（一）に加え+150単位/日

※個別支援を開始した日から180日以内は（一）に加え+200単位/日

≪重度障害者支援加算（Ⅱ）≫　対象サービス：生活介護

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

１　加算内容：

（一）生活支援員のうち 20 ％以上の基礎研修修了者を配置し、区分６かつ行動関連項目 10 点以上の者に 対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき 個別支援を行った場合 360単位/月

※個別支援を開始した日から 180 日以内は+500 単位/日

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 （一）に加え 150 単位/日

※個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日

≪重度障害者支援加算（Ⅲ）≫　対象サービス：生活介護

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

1　加算内容及び単位数：

（一）生活支援員のうち20％以上の基礎研修修了者を配置し、区分４以上かつ行動関連項目10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき 個別支援を行った場合180単位/日

※個別支援を開始した日から180 日以内は400単位/日

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目 18 点 以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合（一）に加え 150 単位/日

※個別支援を開始した日から180 日以内は（一）※に加え200単位/日

≪重度障害者支援加算（Ⅰ）≫　対象サービス：短期入所

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

1　加算内容及び単位数：

（一）区分６かつ行動関連項目10 点以上の者等を受け入れた場合50単位/日

※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、 基礎研修修了者が支援を行った場合 100 単位/日

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合（一）に加え+50 単位/日

≪重度障害者支援加算（Ⅱ）≫　対象サービス：短期入所

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

1　加算内容及び単位数：

（一）区分４以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合30単位/日

※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合70単位/日

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合（一）に加え+50単位/日

≪喀痰吸引等実施加算≫

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

１　加算内容：

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引 等 が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得 するための研修を修了し た職員が喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　単位数：

30単位/日

≪医療的ケア対応支援加算≫

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

１　加算内容：

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、１日につき、所定単位数を加算する。

２　単位数：

120単位/日

≪福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（障害者向け）≫

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

１　加算内容：

医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で１人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

２　単位数：

福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障害者向け）
障害支援区分６ 1,107 単位／日　障害支援区分５ 977 単位／日

障害支援区分４ 846 単位／日　障害支援区分３ 784 単位／日

障害支援区分１及び区分２ 715 単位／日

福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）

区分３ 977 単位／日　区分２ 816 単位／日　区分１ 714 単位／日

◆地域の体制づくり

≪地域体制強化共同支援加算≫　対象サービス：計画相談支援、障害児相談支援
１　加算内容：

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、自立支援協議会に報告した場合。

２　単位数：2,000単位/回（月1回を限度）

３　加算請求にあたり

□指定相談支援事業所が保健、医療、福祉等のサービスに係る３者以上が関わる事案について支援調整会議を開催していること。
□支援調整会議を踏まえ、支援対象者に対し、保健、医療、福祉等のサービスに係る３者以上と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明および指導等の必要な支援を実施していること。
□指定相談支援事業所は、支援調整会議の内容等について、「地域体制強化共同支援記録書（第6号様式）」により、八王子市障害者地域移行・相談支援部会をとおし、八王子市障害者地域自立支援協議会へ報告すること。なお、報告する際は個人が特定されないよう留意すること。
□八王子市障害者地域自立支援協議会へ報告した後、第6号様式を八王子市障害者福祉課へ提出すること。

≪地域生活支援拠点等機能強化加算≫ 対象サービス：自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

１　加算内容：

障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等（法第77 条第３項に規定する地域生活障害者等をいう。以下同じ。）の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする

地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価する。

２　算定基準：

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

□計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で１以上配置されている場合

□計画相談支援及び障害児相談支援 （機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域 定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で１以上配置されている場合

配置されたコーディネーター１人当たり、本加算の算定人数の上限を１月当たり合計100回までとする。

３　単位数：500単位/月

・地域生活支援拠点に係るQ＆A

|  |
| --- |
| 問　（地域生活拠点等・市町村による位置付け、加算の届出）問３ 市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、当該事業所から市町村に対する届出等の提出及び市町村から事業者に対する通知等により確認することとなったが、令和６年４月１日以降については、当該手続きが完了するまで地域生活支援拠点等として位置付けられていないものとして取り扱うこととなるのか。また、これまでの取扱いにより令和６年４月１日時点で既に地域生活支援拠点等として位置付けられている事業所において、当該手続きを行う必要があるか。 |
| （答）令和６年４月１日以降については、当該手続きが完了するまで地域生活支援拠点等として位置付けられていないものとして取り扱うこととなる。また、令和６年４月１日時点で市町村から地域生活支援拠点等と位置付けられている事業所であっても、改めて「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和６年３月29 日障障発0329 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）でお示しする手順を経ることを基本とする。 |

（出典：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ＆A　VOL.1　問3）

|  |
| --- |
| 問（地域生活支援拠点等・加算の対象者）　短期入所事業所や緊急時の対応を行う居宅介護事業所等が地域生活支援拠点等である場合に算定される加算について、Ａ市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所を、Ｂ市町村に居住する者が利用する場合についても算定は可能か。 |
| （答）　算定することが可能である。 |

（出典：令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ＆A　VOL.1　問3）

|  |
| --- |
| 問　（地域生活支援拠点等）　短期入所　地域生活支援拠点等である場合に算定可能な利用開始日の加算について、この「利用開始日」とは、当該事業所を初めて利用する日のことを指すのか。または、当該事業所の各利用期間における利用開始日（初日）を指すのか。 |
| （答）　当該事業所の各利用期間における利用開始日（初日）を指す。　例えば、2泊3日の利用を3回行った利用者の場合、各利用期間における利用開始日（初日）に算定可能であることから、3回算定可能である。 |

（出典：令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ＆A　VOL.4　問4）

|  |
| --- |
| 問（緊急時受入・対応機能（緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算））　「介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由」について、具体的な事例はどのようなものか。 |
| （答）例えば、・ 介護をしていた親が急病や事故により、長期間入院することとなった場合・ 介護をしていた親が長期出張等のため、一定期間介護が難しくなった場合・ 虐待の恐れがあり帰宅に時間を要する場合・ 大規模災害により避難し帰宅に時間を要する場合等が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。 |

（出典：平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１　問17）

|  |
| --- |
| 問（相談機能（地域生活支援拠点等相談強化加算）①）　「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。 |
| （答）例えば、単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象にはならなかったが、・ 家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した・ 精神障害による病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。 |

（出典：平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１　問14）

|  |
| --- |
| 問（相談機能（地域生活支援拠点等相談強化加算）②）　拠点等が整備済の市町村等において拠点等に位置付けられている特定相談支援事業所が、拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合、拠点等の加算（地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算）の算定は可能か。 |
| （答）　当該事業所が拠点等に位置づけられていれば加算を算定できる。　ただし、当該事業所が個別支援計画を作成している利用者に限る。 |

（出典：平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１　問15）

|  |
| --- |
| 問（相談機能（地域生活支援拠点等相談強化加算③）、地域の体制づくり機能（地域体制強化共同支援加算）①）　市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如何。 |
| （答）　当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。 |

（出典：平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１　問16）

|  |
| --- |
| 問（地域の体制づくり機能（地域体制強化共同支援加算））　「福祉サービス等を提供する事業者」には、医療機関や教育機関等は含まれるか。 |
| （答）　医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者（ボランティア、自治会等）を含む。 |

（出典：平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１　問20）

|  |
| --- |
| 問（地域体制強化共同支援加算の算定方法）地域体制強化共同支援加算について、協議会に報告する事例については、どのような考えにより選定すべきか。また、同一の世帯に複数の利用者がいる場合、加算の算定回数についてはどのようになるか。 |
| （答）当該加算で協議会等へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たって地域における課題があるものであって、当該課題の解決に当たって、広く関係者間で検討等を行う必要があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。なお、例えば、同一の世帯に複数の利用者がいる場合であって、それぞれ抱える課題が同一の地域課題によるものと考えられる場合については、当該加算を1 回のみ算定するものとする |

（出典：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１　問75）

|  |
| --- |
| 問（地域生活支援拠点等機能強化加算①）地域生活支援拠点等機能強化加算が新設され、当該加算において「地域生活支援拠点等として位置付けられていること」が要件とされるが、地域生活支援拠点の位置付けは、各市町村において定めることでよいか。 |
| （答）地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和６年３月29 日障障発0329 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）でお示しする手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められない。 |

（出典：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１　問4）

|  |
| --- |
| 問（地域生活支援拠点等機能強化加算③）拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合、拠点コーディネーターを配置していない事業所、拠点コーディネーターを派遣していない事業所も加算の対象となるのか。 |
| （答）市町村から地域生活支援拠点等の拠点機能強化事業所と位置付けられた事業所にあっては、貴見のとおり。なお、地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和６年３月29 日障障発0329 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）でお示しする手順を経ることを基本とする。 |

（出典：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１　問5）

|  |
| --- |
| 問（地域生活支援拠点等機能強化加算④）地域生活支援拠点等機能強化加算について、拠点コーディネーターを0.5 人×２の常勤換算方法で１名で配置している場合は算定可能か。 |
| （答）拠点コーディネーターを常勤で１名以上配置することを要件としていることから、御指摘の場合には算定できない。 |

（出典：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１　問6）

|  |
| --- |
| 問（地域生活支援拠点等機能強化加算⑤）複数の自治体が共同で地域生活支援拠点等を整備している場合でも算定可能か。 |
| （答）市町村から地域生活支援拠点等の拠点機能強化事業所と位置付けられた事業所にあっては、貴見のとおり。なお、地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和６年３月29 日障障発0329 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）でお示しする手順を経ることを基本とする。 |

（出典：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１　問7）

|  |
| --- |
| 問（地域生活支援拠点等相談強化加算の算定方法）地域生活支援拠点等相談強化加算について、１月に４回を限度して加算するものとされているが、算定回数の考え方はどのようなものか。 |
| （答）当該加算については、緊急の事態への対処を評価するものであるため、同一の緊急事態において複数の指定短期入所事業者と連絡・調整を行った場合については、当該加算を１回のみ算定するものである。 |

（出典：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１　問74）

|  |
| --- |
| 問拠点コーディネーターは、支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないが、市町村が特に必要と認める場合に従事できる拠点機能強化事業所の業務とは、具体的にどのようなものが想定されているのか。 |
| （答）利用者の障害の特性に起因して生じた緊急的な支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合が想定されている。このため、相談支援専門員が継続的に行うモニタリング等の業務は対象とならない。 |

（出典：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.3　問1）

|  |
| --- |
| 問拠点コーディネーターが、人員基準上において、拠点機能強化事業所等で兼務できる職務はあるか。 |
| （答）拠点コーディネーターの業務上支障がない場合は、管理者との兼務は可能である。 |

（出典：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.3　問2）

|  |
| --- |
| 問当該加算の算定について、例えばA 市から地域生活支援拠点等と位置づけられた相談支援事業所が算定する場合、算定対象となるのは、重度の障害者やA市の住民に限定される等の要件はあるか。 |
| （答）対象者の要件はない。 |

（出典：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.3　問3）

|  |
| --- |
| 問計画相談支援のモニタリングと自立生活援助等、一人の利用者に同月で２回算定する場合があるが、当該加算も同月で一人の利用者に２回算定することは可能か。 |
| （答）貴見のとおり。 |

（出典：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.3　問4）